

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程

平成28年4月1日

改正 平成28年12月6日

改正 平成29年3月16日

改正 平成29年4月11日

改正 平成30年2月13日

改正 平成30年3月31日

改正 平成30年4月10日

改正 令和2年3月10日

改正 令和4年3月8日

改正 令和4年10月11日

改正 令和5年3月14日

改正 令和6年6月25日

改正 令和6年10月8日

改正 令和7年3月11日

改正 令和8年3月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条（給与等）の規定により正規職員、任期付職員及び再雇用職員のうち月報者に支給する給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給料に手当を加えたものを給与という。(以下同じ。)

2 給料は、月額とし、別表第1から別表第6に定める。ただし、他の法令との整合性により必要と認められる場合は、別表第1から別表第6に定める給料月額に特別加算額を加えて支給することができる。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、診療業務手当、宿日直手当、待機手当、看護業務特別手当、処遇改善特別手当、医療従事者等特別手当、介護従

事者等特別手当、期末手当、勤勉手当、業務手当とする。

(給与の支給日等)

第3条 給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。)は、毎月21日に支給する。

2 期末手当、勤勉手当、業務手当は、6月及び12月に支給する。

3 前2項に規定する支給日が、就業規則第15条第1項に規定する所定休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

4 給与は、その全額を、直接正規職員、任期付職員及び再雇用職員本人に現金で支給する。ただし、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員の申し出及び職員代表との書面による協定により口座振込の方法により支給することができる。

(非常時の支給)

第4条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、正規職員、任期付職員及び再雇用職員又は正規職員、任期付職員及び再雇用職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀等、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため、請求したときは、請求の日までの給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。)を日割支給することができる。

(給料の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 新たに正規職員、任期付職員及び再雇用職員となった者には、その日から給料を支給する。

3 昇給、降給等により給料額に異動を生じた正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第2項から第4項までの規定により給料を支給する場合であって、月の途中から又は月の途中まで支給するときは、その月の所定勤務日数に対するその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の所定勤務日数の割合に応じて日割支給する。

(短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員についての給料)

第6条 就業規則第12条第3項の規定により特別に許可を受けた短時間勤務の正規

職員、任期付職員及び再雇用職員の給料月額、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の受ける号給に応じた額に、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の許可後の1週間の所定勤務時間を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（38時間45分）で除して得た額とする。

（再雇用職員の給料月額等）

第7条 就業規則第2条第1項第3号に規定する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その再雇用職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 第9条（初任給、昇格、昇給等）、第11条（扶養手当）及び第12条（住居手当）の規定は、再雇用職員には、適用しない。

（職務の分類等）

第8条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づいて別表第1から別表第6の給料表に掲げる職務の級に分類するものとする。

2 前項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に掲げるとおりとする。

（初任給、昇格、昇給等）

第9条 新たに給料表の適用を受ける正規職員及び任期付職員となった者の号給は、別表第8に掲げるところにより決定する。

2 前項に規定する正規職員及び任期付職員の号給を決定する場合において、他の正規職員及び任期付職員との均衡上必要があると認めるときは、その正規職員及び任期付職員の号給を調整することがある。

3 正規職員及び任期付職員の昇給は、4月1日に前年度における人事評価及び勤務実績に応じて行うものとする。

4 正規職員及び任期付職員を昇格させた場合は、前項の昇給に加えて特別の昇給を行うことがある。

5 正規職員及び任期付職員を降格させた場合における号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、別表第9職の欄に掲げる職にある正規職員、任期付職員及び再雇用職員に支給し、その額は、その職の属する職務の級に応じ、それぞれ対応する同表管理職手当の額の欄に掲げる額（特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあっては、その額に特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の許可後の1週間の所定勤務時間（38時間45分）で除して得た額）とする。

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

3 第1項の規定により管理職手当が支給される正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある正規職員及び任期付職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその正規職員及び任期付職員の扶養を受けている者をいう。

（1）配偶者（届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）満60歳以上の父母及び祖父母

（4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

3 次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

（1）他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

（2）給与所得、不動産所得、事業所得等の合計額が年額130万円を超える者

（3）終身労務に服することができない程度でない重度心身障害者

4 正規職員及び任期付職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その正規職員及び任期付職員が主たる扶養者である場合に限り、扶養親族として認定することができる。

5 扶養手当の月額は、第2項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同

項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子、父母等」という。）については1人につき6,500円（正規職員及び任期付職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）とする。

- 6 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にあるその扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 7 新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合又は正規職員及び任期付職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その正規職員及び任期付職員は、直ちにその旨（新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合又は正規職員及び任期付職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その正規職員及び任期付職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を法人に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族である子、父母等がある正規職員及び任期付職員が配偶者のない正規職員及び任期付職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族である子、父母等がある正規職員及び任期付職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 8 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、扶養親族の認定を行う。この場合において、必要と認めるときは、扶養の事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 9 扶養手当の支給は、新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合においては、新たに正規職員及び任期付職員となった日、扶養親族がない正規職員及び任期付職員に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員が離職し、又は死亡した場合においては、その正規職員及び任期付職員が離職し、

又は死亡した日、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第7項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

- 10 扶養手当は、これを受けている正規職員及び任期付職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は正規職員及び任期付職員の扶養親族である子で同項の届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合には、これらの事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある正規職員及び任期付職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある正規職員及び任期付職員が配偶者のない正規職員及び任期付職員となった場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第12条 住居手当は、自ら（配偶者を含む。）居住するため住居を借り受け、賃借料（共益費、水道光熱費を除く。以下同じ。）を支払っている正規職員及び任期付職員に支給する。ただし、配偶者が他から住居手当に相当する手当を支給されている場合は、支給しない。

- 2 前項の賃借料には、月額1万2,000円以下のものは含まない。
- 3 第1項の正規職員及び任期付職員には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央

病院職員宿舍管理規程第3条第3項の規定により原則として宿舍へ入居する職員は含まない。

4 住居手当の月額、次の各号に掲げる正規職員及び任期付職員の区分に応じて、各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額2万3,000円以下の賃借料を支払っている正規職員及び任期付職員
賃借料の月額から1万2,000円を控除した額

(2) 月額2万3,000円を超える賃借料を支払っている正規職員及び任期付職員
賃借料の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

5 新たに第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備するに至った者は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住居の所有関係等を速やかに法人に届け出なければならない。住居手当を受けている正規職員及び任期付職員の居住する住居、賃借料の額、住居の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。

6 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、その正規職員及び任期付職員が第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備しているときは、その正規職員及び任期付職員に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

7 住居手当の支給は、正規職員及び任期付職員が新たに第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備するに至った日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、正規職員及び任期付職員が同条に規定する要件を欠くに至った日が属する月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

8 住居手当を受けている正規職員及び任期付職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、

住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。）
- (2) 通勤のため、自動車その他の用具を使用することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等の使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの、交通機関等を利用することにより通勤距離及び通勤時間が半分以下にならないものを除く。）

2 前項に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員の区分に応じて各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 第6項から第9項までの規定により算出したその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 次の表に掲げ

る額（1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあっては、その額に100分の50を乗じた額）

通 勤 距 離	手 当 の 額
2 k m 以上 5 k m 未 満	2,000円
5 k m 以上 10 k m 未 満	4,200円
10 k m 以上 15 k m 未 満	7,300円
15 k m 以上 20 k m 未 満	10,400円
20 k m 以上 25 k m 未 満	13,500円
25 k m 以上 30 k m 未 満	16,600円
30 k m 以上 35 k m 未 満	19,700円
35 k m 以上 40 k m 未 満	22,800円
40 k m 以上 45 k m 未 満	25,900円
45 k m 以上 50 k m 未 満	29,100円
50 k m 以上 55 k m 未 満	32,300円
55 k m 以上 60 k m 未 満	35,500円
60 k m 以上 65 k m 未 満	38,700円
65 k m 以上 70 k m 未 満	42,200円
70 k m 以上 75 k m 未 満	45,700円
75 k m 以上 80 k m 未 満	49,200円
80 k m 以上 85 k m 未 満	52,700円
85 k m 以上 90 k m 未 満	56,200円
90 k m 以上 95 k m 未 満	59,600円
95 k m 以上 100 k m 未 満	63,000円
100 k m 以上	66,400円

(3) 前項第3号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（自動車等を使用する部分の距離が2キロメートルに満たない正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、運賃等相当額）

3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、新たに第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに至った場合も同様とする。

4 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求める等の方法により確認し、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員が第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するときは、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

- 5 第2項第1号に掲げる運賃等相当額の算出は、運賃、時間及び距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。
- 6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた所定勤務時間が深夜に及ぶためにこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。
 - (1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3号に該当する区間を除く。）については、その区間に係る通用期間6か月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替勤務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員で1か月当たりの平均通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。
 - (2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、その区間についての通勤21回分（交替勤務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの
 - (3) 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、その区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、その区間に係る通用期間1か月の定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も合理的かつ低廉となる定期券の価額）
- 8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額とする。
- 9 通勤手当の支給は、正規職員、任期付職員及び再雇用職員が新たに第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、通勤手当を支給されている正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職し、又は死亡した場合においては、その正規職員、任期付職員及び再

雇用職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている正規職員、任期付職員及び再雇用職員が同条の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

10 通勤手当を受けている正規職員、任期付職員及び再雇用職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

11 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、出張、休暇及び欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合は、その月の通勤手当は支給しない。

（特殊勤務手当）

第14条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける正規職員、任期付職員及び再雇用職員の範囲及び手当の額は、別表第10のとおりとする。

3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当は支給しない。

（時間外勤務手当）

第15条 時間外勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第12条に規定する所定勤務時間外に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間外にした次の各

号に掲げる区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 所定勤務時間が割り振られた日における勤務については、100分の125

(2) 就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日の勤務については、100分の135

3 特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、勤務が割り振られた日において、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の所定勤務時間外に勤務した場合は、所定勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の額は、同項に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、あらかじめ就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（(38時間45分)以下「振り替え前の1週間の所定勤務時間」という。）を超えて勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、時間外勤務手当は支給しない。

6 出張中の正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、その期間中所定勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当は支給しない。ただし、目的地において所定勤務時間を超えて勤務すべきことを所属長があらかじめ命令した場合であって、その勤務したことについて証明できるものについては、時間外勤務手当を支給することができる。

7 所定勤務時間外に、又は振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて、勤務す

ることを命令され、所定勤務時間外にした勤務の時間と振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、各号に掲げる割合を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定勤務時間外にした勤務 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務 100分の50(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75)

(休日勤務手当)

第16条 休日勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、

振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第17条 夜間勤務手当は、所属長の命令に基づいて所定勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額とする。

(診療業務手当)

第18条 診療業務手当は、定額の時間外勤務手当として、第15条(時間外勤務手当)に相当する時間外勤務(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に加算する割合分を除く。)が一定時間行われるものとみなし、あらかじめ一定の額を定めて月額(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に加算する割合分を除く。)で支給する。ただし、実際に時間外勤務が行われなかった場合や、第15条(時間外勤務手当)の規定に基づいて計算された、実際の時間外勤務時間による手当の額(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。)が、診療業務手当の額に満たない場合でも、これを支給する。

2 第15条(時間外勤務手当)の規定に基づいて計算された、実際の時間外勤務時間による手当の額(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。)が、診療業務手当の額を超えた場合は、その差額を時間外勤務手当として支給する。

3 診療業務手当に相当する時間外勤務時間数及び手当の額(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。)は、個別に定め通知する。

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当は、所属長の命令に基づいて宿日直勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、宿直又は日直1回につき別表第11に掲げる額を支給する。

3 宿日直勤務は、前3条(時間外勤務、休日勤務、夜間勤務)に含まれないものとする。

(待機手当)

第20条 待機手当は、所属長の命令に基づいて待機した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- 2 待機手当の額は、医師及び歯科医師たる正規職員、任期付職員及び再雇用職員は1回につき4,000円とし、その他の正規職員、任期付職員及び再雇用職員については、1回につき1,000円(24時間待機した場合は、2,000円)とする。

(看護業務特別手当)

第21条 看護業務特別手当は、看護師、准看護師、保健師、助産師(以下「看護職員」という。)の処遇改善などのため法人が必要と認めた場合に支給する。

- 2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない(年次有給休暇、業務上又は通勤上の傷病により勤務しない場合を除く。)看護職員には、その月の看護業務特別手当は支給しない。
- 3 看護業務特別手当は、月額で支給する。
- 4 その他、看護業務特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(処遇改善特別手当)

第21条の2 処遇改善特別手当は、看護師、准看護師、保健師、助産師、その他法人が必要と認めた職種(以下「看護職員等」という。)の処遇改善などのために、第22条(期末手当)及び第23条(勤勉手当及び業務手当)に準じて支給することができる。

- 2 その他、処遇改善特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(医療従事者等特別手当)

第21条の3 医療従事者等特別手当は、正規職員、任期付職員及び再雇用職員(介護老人保健施設シルバーケアセンター所属職員を除く。)の処遇改善などのため法人が必要と認めた場合に支給する。

- 2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない(年次有給休暇、業務上又は通勤上の傷病により勤務しない場合を除く。)正規職員、任期付職員及び再雇用職員(介護老人保健施設シルバーケアセンター所属職員を除く。)には、その月の医療従事者等特別手当は支給しない。
- 3 その他、医療従事者等特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(介護従事者等特別手当)

第21条の4 介護従事者等特別手当は、介護老人保健施設シルバーケアセンターに

所属する正規職員、任期付職員及び再雇用職員の処遇改善などのため法人が必要と認めた場合に支給する。

2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない（年次有給休暇、業務上又は通勤上の傷病により勤務しない場合を除く。）介護老人保健施設シルバーケアセンターに所属する正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、その月の介護従事者等特別手当は支給しない。

3 その他、介護従事者等特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して、その在職期間に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

2 期末手当の算定対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）前年12月1日から5月31日まで

（2）6月1日から11月30日まで

（勤勉手当及び業務手当）

第23条 勤勉手当及び業務手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して、その勤務成績に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

2 前条第2項（算定対象期間）の規定は、勤勉手当及び業務手当の算定対象期間について準用する。

（休暇、休職、休業等の給与）

第24条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、通常勤務した場合と同額の給与を支給する。

（1）就業規則第20条に規定する年次有給休暇

（2）就業規則第21条第2項第1号に規定する業務上又は通勤上の傷病による病気休暇

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、通常勤務した場合と同額の給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の管理職手当、通勤手当及び毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当は支給しない。

- (1) 就業規則第21条第2項第2号及び第3号に規定する病気休暇
 - (2) 就業規則第22条に規定する特別休暇
 - (3) 就業規則第34条に規定する就業禁止
- 3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が就業規則第7条第1項第1号に掲げる業務上の傷病以外の傷病による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が就業規則第7条第1項第2号に掲げる特別の事情があり休職させることが適当な場合による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、特に許可があった場合を除き、給与を支給しない。
- (1) 就業規則第11条に規定する遅刻、早退、欠勤及び私用外出
 - (2) 就業規則第23条に規定する育児休業、部分休業、介護休業及び自己啓発休業
- (給与の減額)

第25条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の一部を勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に15分未満の端数を生じたときは切り捨てる。

3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の全部を勤務しないときは、その勤務しない1日につき、その月の所定勤務日数に対する割合に応じて1日当たりの給与額を減額する。

(時間外勤務手当等及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第26条 時間外勤務手当等(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当をいう。)及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当、看護業務特別手当の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間(38

時間45分)に52を乗じたもので除した額とする。

(端数の計算)

第27条 給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。)の額を算定する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与からの控除等)

第28条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員に給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。)を支給する際、法令によるもののほか職員代表との書面による協定により定めたものをその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与から控除することができる。

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員に給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。)が支給されないことにより、前項に規定するものを給与から控除することができない場合は、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員から直接現金で預かるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月6日改正)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月16日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月16日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月11日改正)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則(平成30年2月13日改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月10日改正)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則(令和2年3月10日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和4年3月8日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行し、改正後の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程第21条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年10月11日改正）

この規程は、改正の日から施行し、改正後の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程第21条及び第21条の2の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月14日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月25日改正）

この規程は、改正の日から施行し、改正後の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程第21条の3及び第21の4の規定は、令和6年6月1日から適用する。

附 則（令和6年10月8日改正）

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月10日改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	613,700
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	617,800
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	621,900
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	625,900
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	629,900
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	635,000
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	640,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	645,000
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	650,000
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	655,100
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	660,200
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	665,300
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	670,300
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	675,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	680,800
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	686,000
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	691,200
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	696,800
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	702,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	708,000
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	713,500
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	718,400
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	723,300
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	728,200
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	733,000
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	737,900
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	742,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	747,700
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	752,500
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	757,100
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	761,600
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	766,100
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	770,600
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	774,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	779,200
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	783,400
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	787,600
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	791,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	795,100
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	798,800
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	802,500

再雇用職員
以外の職員

42	394,800	449,300	500,200	557,300	805,500
43	395,400	450,700	502,000	558,700	808,500
44	396,100	452,100	503,600	560,000	811,500
45	397,000	453,500	505,000	561,200	814,400
46	397,600	454,900	506,700	562,200	817,400
47	398,200	456,300	508,500	563,200	820,400
48	398,800	457,700	510,200	564,200	823,400
49	399,400	459,100	511,700	565,200	826,300
50	399,900	460,800	513,000	566,100	829,300
51	400,400	462,400	514,300	567,000	832,300
52	400,900	464,000	515,600	567,900	835,300
53	401,400	465,600	516,600	568,700	838,300
54	401,800	466,800	517,900	569,600	841,300
55	402,200	468,000	519,200	570,500	844,300
56	402,600	469,100	520,500	571,400	847,200
57	403,000	470,100	521,500	572,300	850,100
58	403,400	471,100	522,300	573,200	853,100
59	403,800	472,000	523,100	574,100	856,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800	859,100
61	404,600	473,500	524,800	575,700	862,000
62	405,000	474,200	525,600	576,600	865,000
63	405,400	474,900	526,400	577,500	868,000
64	405,800	475,500	527,100	578,400	871,000
65	406,100	476,200	527,900	579,300	873,900
66		476,900	528,700	580,200	876,900
67		477,500	529,400	581,100	879,900
68		478,100	530,300	582,000	882,800
69		478,400	531,200	582,900	885,700
70		479,000	532,000	583,800	888,600
71		479,700	532,900	584,700	891,500
72		480,400	533,800	585,600	894,400
73		480,800	534,600	586,500	897,300
74		481,400	535,500	587,400	900,300
75		482,100	536,400	588,300	903,300
76		482,800	537,100	589,200	906,300
77		483,200	537,900	590,100	909,200
78		483,800	538,800	591,000	912,100
79		484,400	539,700	591,900	915,000
80		484,900	540,600	592,800	917,900
81		485,400	541,400	593,700	920,800
82		485,900	542,300	594,600	923,800
83		486,400	543,200	595,500	926,700
84		486,900	544,100	596,400	929,600
85		487,300	544,900	597,300	932,500
86		487,800	545,800	598,200	
87		488,200	546,700	599,100	

	88		488,700	547,600	600,000	
	89		489,200	548,400	600,900	
	90		489,800		601,800	
	91		490,400		602,700	
	92		490,800		603,600	
	93		491,300		604,500	
	94		491,900		605,400	
	95		492,500		606,300	
	96		493,000		607,200	
	97		493,500		608,100	
	98				609,000	
	99				609,900	
	100				610,800	
	101				611,700	
	102				612,600	
	103				613,500	
	104				614,400	
	105				615,300	
	106				616,200	
	107				617,100	
	108				618,000	
	109				618,900	
	110				619,800	
	111				620,700	
	112				621,600	
	113				622,500	
	114				623,400	
	115				624,300	
	116				625,200	
	117				626,100	
	118				627,000	
	119				627,900	
	120				628,800	
	121				629,700	
	122				630,600	
	123				631,500	
	124				632,400	
	125				633,300	
	126				634,200	
	127				635,100	
	128				636,000	
	129				636,900	
	130				637,800	
再雇用職員		301,700	344,400	399,500	473,300	570,800

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第2（第2条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	

	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	450,600
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	451,400
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	452,200
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	452,800
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900	
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200	
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500	
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700	
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	413,000	
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	413,300	
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	413,600	
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	413,800	
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
	86	256,900	294,100	330,400	351,200			
	87	257,300	294,300	330,600	351,500			
	88	257,700	294,500	330,900	351,800			
再雇用職員 以外の職員	89	258,200	294,900	331,300	352,200			
	90		295,100	331,700	352,500			
	91		295,300	332,000	352,800			
	92		295,500	332,300	353,100			
	93		295,900	332,600	353,500			
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			

102	298, 100	335, 100	356, 800
103	298, 300	335, 400	357, 200
104	298, 600	335, 600	357, 600
105	298, 900	335, 800	358, 100
106	299, 200	336, 000	358, 600
107	299, 500	336, 400	359, 100
108	299, 800	336, 600	359, 600
109	300, 100	336, 800	360, 100
110		337, 200	360, 600
111		337, 600	361, 100
112		338, 000	361, 600
113		338, 200	362, 100
114		338, 400	362, 600
115		338, 600	363, 100
116		338, 800	363, 600
117		339, 000	364, 100
118		339, 200	364, 600
119		339, 400	365, 100
120		339, 600	365, 600
121		339, 800	366, 100
122		340, 000	366, 600
123		340, 200	367, 100
124		340, 400	367, 600
125		340, 600	368, 100
126		340, 800	368, 600
127		341, 000	
128		341, 200	
129		341, 400	
130		341, 600	
131		341, 800	
132		342, 000	
133		342, 200	
134		342, 400	
135		342, 600	
136		342, 800	
137		343, 000	
138		343, 200	
139		343, 400	
140		343, 600	
141		343, 800	
142		344, 000	
143		344, 200	
144		344, 400	
145		344, 600	
146		344, 800	
147		345, 000	
148		345, 200	
149		345, 400	
150		345, 600	
151		345, 800	
152		346, 000	
153		346, 200	
154		346, 400	

	155			346,600					
	156			346,800					
	157			347,000					
	158			347,200					
	159			347,400					
	160			347,600					
	161			347,800					
	162			348,000					
	163			348,200					
	164			348,400					
	165			348,600					
	166			348,800					
	167			349,000					
	168			349,200					
	169			349,400					
	170			349,600					
	171			349,800					
	172			350,000					
	173			350,200					
	174			350,400					
	175			350,600					
	176			350,800					
	177			351,000					
	178			351,200					
再雇用職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士及びその他の技師に適用する。

別表第3（第2条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000	444,600
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600	447,200
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300	449,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900	452,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100	454,700
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300	457,200
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600	459,700
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900	462,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800	464,600
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900	467,000
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100	469,600
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300	472,000
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200	474,500
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200	476,000
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300	477,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300	478,600
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300	479,800
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500	481,100
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700	482,400
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800	483,700
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700	484,900
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600	486,300
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,500	487,700
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,400	488,900
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,100	490,300
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,700	491,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,400	493,000
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	437,000	494,400
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,300	495,800
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,700	496,900
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,300	498,000
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,800	499,100
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,500	500,200
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	446,100	501,100
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,600	502,000
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	449,200	502,900
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	450,600	
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	452,000	
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	453,500	
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	455,000	
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	456,300	
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	457,200	
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,400	458,100	
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	417,000	458,800	
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	418,400	459,800	
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	420,000	460,700	
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	421,500	461,600	
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	423,000	462,500	

	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	424,600	463,500
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	426,100	464,200
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	427,600	465,000
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	429,100	465,800
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	430,500	466,700
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	432,000	467,500
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	433,400	468,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	434,800	469,100
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	435,900	470,000
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	436,800	
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	437,700	
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	438,400	
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	439,300	
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	440,200	
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	441,100	
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	442,000	
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	442,900	
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	443,700	
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	444,500	
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	445,300	
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,800	446,100	
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,400	446,900	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,100	447,700	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,700	448,500	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,400	449,300	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,900	450,100	
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,500	450,900	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	391,000	451,700	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,400	452,500	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	392,000	453,300	
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,600	454,100	
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	393,000	454,900	
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,500	455,700	
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	394,100		
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	394,700		
再雇用職員 以外の職員	84	285,100	311,100	345,200	366,700	395,300		
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	395,800		
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	396,400		
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	397,000		
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	397,600		
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	398,000		
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	398,500		
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	399,100		
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	399,700		
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	400,200		
	94	290,200	320,400	353,500	371,500			
	95	290,800	321,100	354,100	371,900			
	96	291,400	321,700	354,700	372,200			
	97	292,000	322,200	355,100	372,800			
	98	292,500	322,500	355,500	373,300			
	99	293,000	323,100	356,000	373,800			
	100	293,500	323,700	356,400	374,300			
	101	294,000	324,100	356,900	374,900			

102	294,500	324,700	357,300	375,400
103	295,000	325,300	357,800	375,900
104	295,400	325,800	358,200	376,300
105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,500
111	297,800	328,800	361,100	380,000
112	298,100	329,100	361,600	380,500
113	298,400	329,400	362,100	381,100
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,600	
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			

	155	310,400							
	156	310,700							
	157	311,000							
	158	311,300							
	159	311,600							
	160	311,900							
	161	312,300							
	162	312,600							
	163	312,900							
	164	313,200							
	165	313,600							
	166	313,900							
	167	314,200							
	168	314,500							
	169	314,900							
再雇用職員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600	376,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第4（第2条関係）

事務系給料表（1）

職員の区分	職務の給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	475,300
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	

再雇用職員
以外の職員

49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,600
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	452,200
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	452,800
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	453,400
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	454,000
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	454,600
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	455,200
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	455,800
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	456,400
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	457,000
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	457,600
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	458,200
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	458,800
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	459,400
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	460,000
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	460,600
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	461,200
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	461,800
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	462,400
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	463,000
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	415,900	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,100	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,300	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,500	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	416,700	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	416,900	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,100	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,300	
94	258,600	299,400	347,400	386,600		417,500	
95	259,100	299,700	347,800	387,000		417,700	
96	259,600	300,100	348,200	387,400		417,900	
97	259,900	300,300	348,400	387,700		418,100	
98	260,300	300,600	348,800			418,300	
99	260,700	301,000	349,200			418,500	
100	261,100	301,400	349,500			418,700	
101	261,400	301,600	349,800			418,900	

	102	261,800	301,900	350,200			419,100		
	103	262,200	302,200	350,600			419,300		
	104	262,600	302,500	351,000			419,500		
	105	262,900	302,700	351,500			419,700		
	106	263,200	303,000	351,900			419,900		
	107	263,500	303,300	352,300			420,100		
	108	263,800	303,600	352,700			420,300		
	109	264,100	303,800	353,200			420,500		
	110		304,200	353,600			420,700		
	111		304,600	353,900			420,900		
	112		304,900	354,200			421,100		
	113		305,100	354,700			421,300		
	114		305,300				421,500		
	115		305,600				421,700		
	116		306,000				421,900		
	117		306,200				422,100		
	118		306,400				422,300		
	119		306,700				422,500		
	120		307,000				422,700		
	121		307,400				422,900		
	122		307,600				423,100		
	123		307,900				423,300		
	124		308,200				423,500		
	125		308,500				423,700		
再雇用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第5（第2条関係）

事務系給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	1	166,500	227,700	244,600
	2	167,700	228,500	245,400
	3	168,800	229,300	246,200
	4	169,900	230,100	246,900
	5	171,200	230,800	247,600
	6	172,400	231,600	248,700
	7	173,600	232,400	249,700
	8	174,800	233,200	250,700
	9	175,800	234,000	251,700
	10	177,000	234,700	252,900
	11	178,300	235,400	254,000
	12	179,500	236,100	255,000
	13	180,600	236,800	256,100
	14	181,800	237,400	257,100
	15	183,100	238,000	258,000
	16	184,400	238,600	258,500
	17	185,700	239,200	259,100
	18	187,400	239,800	259,500
	19	189,100	240,400	259,900
	20	190,800	240,900	260,400
	21	192,500	241,400	260,900
	22	194,200	241,900	261,400
	23	195,800	242,400	261,900
	24	197,400	242,900	262,500
	25	199,000	243,400	263,300
	26	200,500	243,900	263,900
	27	202,000	244,300	264,500
	28	203,500	244,800	265,300
	29	205,000	245,400	266,100
	30	206,500	245,900	266,800
	31	208,000	246,400	267,400
	32	209,500	246,800	268,200
	33	211,000	247,200	269,000
	34	212,400	247,700	269,700
	35	213,800	248,200	270,400
	36	215,200	248,600	271,100
	37	216,600	249,000	271,800
	38	217,700	249,500	272,500
	39	218,800	250,000	273,200
	40	219,900	250,400	273,900
	41	220,900	250,800	274,600

	42	221,800	251,300	275,300
	43	222,700	251,800	275,900
	44	223,600	252,200	276,500
	45	224,500	252,600	277,000
	46	225,300	253,000	277,500
	47	226,100	253,400	278,000
	48	226,900	253,800	278,500
	49	227,700	254,200	279,000
	50	228,400	254,600	279,500
	51	229,100	255,000	280,000
	52	229,800	255,400	280,400
	53	230,500	255,800	280,800
	54	231,100	256,200	281,300
	55	231,700	256,600	281,700
	56	232,300	257,000	282,200
	57	233,000	257,300	282,600
	58	233,500	257,700	283,100
	59	234,000	258,100	283,600
	60	234,500	258,400	284,100
	61	235,000	258,700	284,600
	62	235,400	259,100	285,200
	63	235,800	259,500	285,800
	64	236,200	259,800	286,400
	65	236,600	260,100	287,000
	66	236,900	260,400	287,600
	67	237,200	260,700	288,200
再雇用職員	68	237,500	260,900	288,800
以外の職員	69	237,800	261,100	289,300
	70	238,100	261,400	289,800
	71	238,400	261,700	290,300
	72	238,700	261,900	290,800
	73	238,900	262,100	291,300
	74	239,200	262,400	291,800
	75	239,500	262,700	292,200
	76	239,700	262,900	292,600
	77	239,900	263,100	293,000
	78	240,200	263,400	293,400
	79	240,500	263,700	293,800
	80	240,700	263,900	294,200
	81	240,900	264,100	294,600
	82	241,200	264,400	295,000
	83	241,500	264,700	295,400
	84	241,700	264,900	295,900
	85	241,900	265,100	296,200
	86	242,200	265,300	296,700
	87	242,500	265,600	297,200

88	242,700	265,900	297,700
89	242,900	266,100	298,000
90	243,200	266,300	298,500
91	243,500	266,600	299,000
92	243,700	266,800	299,300
93	243,900	267,100	299,700
94	244,200	267,400	300,200
95	244,500	267,700	300,700
96	244,700	267,900	301,200
97	244,900	268,100	301,500
98	245,200	268,400	301,900
99	245,400	268,600	302,400
100	245,700	268,900	302,900
101	245,900	269,100	303,300
102	246,100	269,300	303,700
103	246,400	269,600	304,000
104	246,700	269,900	304,300
105	246,900	270,100	304,600
106	247,200	270,300	305,000
107	247,500	270,600	305,300
108	247,700	270,800	305,700
109	247,900	271,100	306,000
110	248,200	271,400	306,400
111	248,500	271,700	306,800
112	248,700	271,900	307,100
113	248,900	272,100	307,300
114	249,200	272,400	307,600
115	249,500	272,600	307,900
116	249,700	272,800	308,100
117	249,900	273,100	308,400
118	250,200	273,400	308,800
119	250,500	273,700	309,100
120	250,700	273,900	309,400
121	250,900	274,100	309,600
122		274,300	310,000
123		274,600	310,300
124		274,900	310,600
125		275,100	310,800
126		275,300	311,200
127		275,600	311,500
128		275,900	311,800
129		276,100	312,000
130		276,300	312,400
131		276,600	312,800
132		276,900	313,200
133		277,100	313,400

	134		277,300	
	135		277,600	
	136		277,900	
	137		278,100	
再雇用職員		197,900	209,000	227,500

備考 この表は、別に定める職員に適用する。

別表第6（第2条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	230,200	263,100	317,100	358,300
	2	233,000	264,900	319,300	360,900
	3	236,100	266,700	321,500	363,500
	4	239,100	268,400	323,600	366,000
	5	242,300	270,000	325,700	368,400
	6	245,500	271,500	327,500	370,800
	7	248,600	273,000	329,300	373,300
	8	251,700	274,500	331,100	375,700
	9	254,700	276,000	332,900	378,200
	10	256,500	278,000	334,700	380,700
	11	258,200	280,000	336,500	383,200
	12	259,800	282,000	338,400	385,600
	13	261,400	284,000	340,300	388,000
	14	262,800	286,000	341,900	389,600
	15	264,200	288,000	343,500	391,100
	16	265,500	290,000	345,100	392,600
	17	266,800	292,000	346,100	393,600
	18	267,900	294,700	348,300	395,300
	19	268,900	297,300	350,500	396,700
	20	269,900	299,900	352,700	398,000
	21	271,300	302,500	354,600	399,200
	22	272,800	305,000	356,900	400,200
	23	274,300	307,400	359,200	401,200
	24	275,800	309,700	361,500	402,200
	25	277,300	311,800	363,700	403,100
	26	278,900	313,900	366,000	404,200
	27	280,400	316,000	368,100	405,300
	28	281,900	318,100	370,200	406,400
	29	283,300	320,100	372,200	407,500
	30	284,900	321,700	373,800	408,600
	31	286,400	323,200	375,400	409,700
	32	287,900	324,700	377,000	410,800
	33	289,300	326,200	378,600	411,900
	34	290,600	327,800	379,900	413,000
	35	291,900	329,300	381,200	414,100
	36	292,700	330,800	382,500	415,300
	37	293,500	332,200	383,800	416,300
	38	294,300	333,600	385,400	417,400
	39	295,100	334,900	387,000	418,500
	40	295,900	336,200	388,500	419,700
	41	296,700	337,400	390,000	420,600

再雇用職員
以外の職員

42	297,500	339,100	391,600	421,700
43	298,200	340,700	393,100	422,800
44	298,800	342,600	394,600	423,800
45	299,300	344,200	396,000	424,800
46	299,800	345,800	397,400	425,900
47	300,300	347,300	398,800	427,900
48	300,800	348,800	400,100	429,700
49	301,300	350,400	401,000	431,400
50	301,700	352,000	402,200	433,200
51	302,100	353,500	403,300	435,100
52	302,500	354,900	404,400	436,900
53	302,900	356,300	405,400	438,200
54	303,300	357,300	406,600	439,600
55	303,700	358,300	407,800	441,100
56	304,100	359,300	408,900	442,600
57	304,500	360,400	410,000	444,300
58	304,900	361,700	411,200	445,700
59	305,300	363,000	412,400	447,200
60	305,700	364,300	413,600	448,500
61	306,100	365,600	414,700	449,300
62	306,500	366,900	416,200	450,800
63	306,900	368,200	417,700	451,900
64	307,300	369,500	419,200	453,000
65	307,700	370,700	420,600	454,100
66	308,100	372,000	421,500	454,600
67	308,500	373,300	422,400	455,200
68	308,900	374,500	423,200	455,800
69	309,300	375,700	424,100	456,500
70	309,700	377,000	425,100	457,000
71	310,100	378,300	426,100	457,700
72	310,500	379,500	426,900	458,200
73	310,900	380,700	427,600	458,700
74	311,400	382,000	428,400	458,900
75	311,900	383,300	429,200	459,400
76	312,400	384,500	430,100	459,800
77	312,800	385,700	431,100	460,500
78	313,300	386,900	432,100	461,300
79	313,800	388,000	433,000	462,100
80	314,200	389,200	433,900	462,700
81	314,600	390,600	434,600	463,300
82	315,100	392,000	435,500	
83	315,600	393,500	436,400	
84	316,000	394,900	437,200	
85	316,400	395,900	438,100	
86	316,900	397,200	438,900	
87	317,400	398,500	439,700	

88	317,900	399,900	440,600
89	318,300	401,000	441,300
90	318,800	402,000	441,800
91	319,200	403,000	442,400
92	319,600	404,100	442,800
93	320,200	404,900	443,300
94	320,700	406,000	443,900
95	321,300	407,100	444,400
96	321,900	408,000	445,000
97	322,300	408,900	445,400
98	322,700	409,800	445,900
99	323,000	410,700	446,500
100	323,300	411,600	447,100
101	323,600	412,400	447,500
102	323,900	413,400	
103	324,200	414,400	
104	324,500	415,400	
105	324,900	416,000	
106	325,400	416,700	
107	325,900	417,600	
108	326,300	418,500	
109	326,700	419,400	
110	327,200	420,300	
111	327,600	421,200	
112	328,100	422,000	
113	328,400	422,800	
114	328,900	423,300	
115	329,300	423,800	
116	329,700	424,300	
117	330,000	424,700	
118	330,400	425,300	
119	330,900	425,800	
120	331,400	426,400	
121	331,600	426,600	
122	332,000	427,100	
123	332,300	427,700	
124	332,600	428,100	
125	332,800	428,500	
126	333,100		
127	333,600		
128	334,000		
129	334,200		
130	334,600		
131	335,000		
132	335,400		
133	335,600		

	134	336,000			
	135	336,500			
	136	336,800			
	137	337,100			
	138	337,500			
	139	337,900			
	140	338,300			
	141	338,700			
再雇用職員		252,300	298,400	316,000	329,000

備考 この表は、教員に適用する。

別表第7（第8条関係）

級別標準職務基準表

1 医療職給料表（1）

- 5級 1 部長
- 4級 1 部長又は副部長
- 2 4級相当の主任医長又は医長
- 3級 1 医長
- 2 3級相当の主任医員
- 2級 1 主任医員
- 2 2級相当の医員
- 1級 1 医員

2 医療職給料表（2）

- 8級 1 局長
- 7級 1 副局長
- 6級 1 次長、技師長又は科長
- 5級 1 副技師長、技師長補佐
- 2 5級相当の専門職・専任職
- 4級 1 主査
- 2 4級相当の副主査
- 3級 1 副主査、主任
- 2級 1 2級相当の技師
- 1級 1 技師

備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

3 医療職給料表（3）

- 8級 1 看護局長
- 7級 1 副看護局長
- 6級 1 看護局長補佐
- 5級 1 師長
- 4級 1 副師長、主任
- 3級 1 副主任
- 2級 1 保健師、助産師、看護師
- 1級 1 准看護師

4 事務系給料表（1）

- 8級 1 事務局長
- 2 8級相当の専門職・専任職
- 7級 1 事務次長
- 2 7級相当の専門職・専任職
- 6級 1 課長
- 2 6級相当の専門職・専任職
- 5級 1 課長補佐
- 2 5級相当の専門職・専任職
- 4級 1 主査
- 3級 1 副主査
- 2級 1 主任
- 1級 1 主事

5 事務系給料表(2)

3級 1 長

2級 2 主任

1級 3 員

6 教育職給料表

4級 1 教務長

3級 1 副教務長

2級 1 主任

1級 1 教員

別表第8（第9条関係）

初任給基準表

1 医療職給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
医師、歯科医師	医大卒	1級1号給	

2 医療職給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
薬剤師	大学6卒	2級21号給	
	大学卒	2級5号給	
管理栄養士	大学卒	2級5号給	
栄養士	短大2卒	1級13号給	
診療放射線技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床検査技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
理学療法士、作業療法士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床工学技士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
視能訓練士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
言語聴覚士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
社会福祉士	大学卒	2級5号給	
精神保健福祉士	大学卒	2級5号給	
臨床心理士	大学卒	2級5号給	
歯科衛生士	短大3卒	1級21号給	
	短大2卒	1級13号給	
歯科技工士	短大2卒	1級13号給	

3 医療職給料表（3）

職種	学歴免許	初任給	備考
保健師、助産師、看護師	大学卒	2級15号給	
	短大3卒	2級11号給	
	短大2卒	2級7号給	
准看護師	高校卒	1級9号給	
	中学卒	1級5号給	
備考 准看護師に3年以上従事し保健師、助産師又は看護師となった正規職員、任期付職員の初任給欄の号給は「大学卒」は2級19号給、「短大卒」は2級17号給とする。			

4 事務系給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	大学卒	1級29号給	
	高校卒	1級9号給	

5 事務系給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	高校卒	1級17号給	
	中卒	1級5号給	

6 教育職給料表

職種	学歴免許	初任給	備考
教員	大学卒	1級17号給	
	短大3卒	1級13号給	
	短大2卒	1級5号給	

別表第9（第10条関係）

管理職手当表

1 医療職給料表（2）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	局長	72,600円
7級	副局長	52,600円
6級	次長、技師長又は科長	49,900円
5級	副技師長、技師長補佐、他5級の職	35,300円

備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

2 医療職給料表（3）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	看護局長	66,300円
7級	副看護局長	47,400円
6級	看護局長補佐	39,500円
5級	師長	35,800円
4級	副師長	32,200円

3 事務系給料表（1）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	事務局長、他8級の職	73,500円
7級	事務次長、他7級の職	53,100円
6級	課長、他6級の職（専任主幹を除く）	41,600円
5級	課長補佐、他5級の職（専任副主幹を除く）	35,700円

4 教育職給料表

職務の級	職	管理職手当の額
4級	教務長	44,200円
3級	副教務長	42,700円

別表第10（第14条関係）

特殊勤務手当表

種類	支給対象職員	単位	手当の額	備考
夜間診療業務手当	医師として夜間診療業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	10,000円	
診療支援手当	医師又は歯科医師として地域医療支援センターから派遣され医療に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	500,000円 以内	
第1特殊勤務手当	日勤助産師、日勤看護師、日勤准看護師、放射線取扱主任、電気主任技術者、介護福祉士又は介護員としてそれらの業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	4,000円	
第2特殊勤務手当	看護師、准看護師、陽子線放射断層撮影に使用する薬品の合成及び試験に関する業務に従事する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は臨床工学技士としてそれらの業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	8,000円	
第3特殊勤務手当	助産師として助産業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	12,000円	
第4特殊勤務手当	教員として附属看護専門学校の教員業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	12,000円	
第5特殊勤務手当	特定行為に係る看護師の研修制度において特定行為研修を修了し、特定行為に係る業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	18,000円	指導的立場にあり、看護局長の推薦を受けた正規職員、任期付職員及び再雇用職員
			28,000円	
第6特殊勤務手当	NP教育大学院協議会が認めるNP教育課程を修了しNP資格認定試験に合格した診療看護師で、特定行為に係る業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	60,000円	
PET画像診断センター看護業務手当	看護師又は准看護師としてPET画像診断センターにおいて看護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	日額	100円	
夜間看護業務手当	助産師、看護師、准看護師又は看護補助員として夜間看護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	2,100円	長時間日勤・有資格者
			4,000円	準夜勤・有資格者
			1,900円	準夜勤・無資格者
			4,500円	深夜勤・有資格者
			6,400円	短時間夜勤・有資格者
			8,500円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
解剖業務手当	正規職員、任期付職員及び再雇用職員が病理解剖補助員として解剖業務に従事した場合	1件	1,200円	
			1,700円	午後10時から翌日の午前5時までの間
夜間技師業務手当	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等として夜間業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	3,200円	準夜勤
			3,700円	深夜勤
			6,900円	夜勤
夜間介護業務手当	介護福祉士又は介護員として夜間介護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	6,900円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
災害医療派遣手当	被災地に医療支援のため派遣された正規職員、任期付職員及び再雇用職員	日額	50,000円	医師
			30,000円	技師、看護師
			20,000円	その他

別表第11（第19条関係）

宿日直手当額表

種別	金額	備考
宿日直手当	5,000円	午後5時15分から翌日8時30分まで
日直手当	4,200円	午前8時30分より午後5時15分まで
半日直手当	2,100円	午前8時30分より午後0時15分まで 又は午後1時30分より午後5時15分まで

宿日直手当額については給料14万円未満の額として、給料3万円を増すごとに300円（半日直については150円）を増額する。